

国土交通大臣

金子 恭之 様

令和8年8月27日からの
豪雨災害に関する緊急要望



山側斜面崩落による余川川の河道閉塞状況（氷見市余川地区）

令和8年9月6日



令和8年8月27日からの豪雨災害に関する緊急要望

本県では、8月27日未明から明け方にかけて、県西部に線状降水帯が観測されたほか、氷見市では「レベル5大雨特別警報」が発表され、12時間降水量が観測史上最大となる317ミリとなるなど、県西部を中心に記録的な豪雨となり、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市の4市に災害救助法を適用するに至りました。

今回の豪雨により、多数の家屋や車両への浸水被害に加え、河川や道路などの公共土木施設にも甚大な被害が発生するなど、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に全力で取り組んでいる最中にもかかわらず、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

つきましては、以下について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 激甚災害の早期指定

今回の本県を含む北陸三県で発生した豪雨災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を早期に行い、必要な財政措置等を講じること。

2 公共インフラ施設等の早期復旧、防災・減災、国土強靱化に対する支援

- (1) 被災した公共土木施設などの早期復旧に向け、技術的指導などの支援や災害査定の円滑な実施を図るとともに、災害復旧にあたっては、原形復旧だけでなく、従前の機能性・安全性の向上に資する改良復旧事業などの推進に配慮すること。
- (2) 災害に強い県土づくりを実現するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の実質的負担の割合にも配慮し、必要な予算・財源を確実に確保すること。

3 復旧・復興に向けた中期的・継続的な財政支援

復旧・復興に迅速かつ適切に対応するため、被災自治体を実施する独自支援策も含め、特別交付税の配分への配慮など、被災自治体への中期的・継続的な財政支援を講じること。

令和8年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗



住家裏の斜面崩壊による被災状況
(氷見市阿尾地区)



宇波川の護岸崩壊による被災状況
(氷見市脇方地区)



県道仏生寺太田線の道路損壊状況
(氷見市吉池地区)



県道万尾脇方線の道路損壊状況
(氷見市味川地区)